

一般企業向け労災、雇用保険 保険料一覧表

労災保険の保険料

労働者の保険料

労働者の年間の賃金総額×労災保険率

- ◆賃金総額とは、労働保険料の対象となる賃金について、パート・アルバイト等を含めた労働者の年間賃金の合計のことをいい、賞与等を含みます。
- ◆労災保険率は、事業所の業種によって決まります。

計算例①
1ヶ月の賃金が30万円、年間の賞与が50万円の労働者を2名雇用し、建設機械の製造を行っている場合
事業の種類は「56 機械器具製造業」となりますので、計算は下記ようになります。
(30万円 × 12カ月 + 50万円) × 2人 × 労災保険率 5/1000 = 41,000円

計算例②
1年間の賃金総額が400万円の労働者を1名雇用し、建築資材の運送業を行っている場合
事業の種類は「72 貨物取扱事業」となりますので、計算は下記ようになります。
400万円 × 労災保険率 9/1000 = 36,000円

◆事業の種類と労災保険率は「労災保険率表」でご確認ください。



特別加入者の保険料

給付基礎日額×365日×労災保険率

- ◆給付基礎日額は、収入等を考慮して選択して下さい。
- ◆ご加入後の2月中に次年度の給付基礎日額をその時点での収入に見合う日額に変えることができます。ご希望の場合はお早目にご連絡ください。

計算例③
事業の種類が「56 機械器具製造業」の事業主が、給付基礎日額16000円で特別加入する場合の保険料
16000円 × 365日 × 労災保険率 5/1000 = 29,200円

◆事業の種類と労災保険率は「労災保険率表」でご確認ください。

「56機械器具製造業」の給付基礎日額毎の1年分の特別加入保険料

給付基礎日額	年間保険料(一人当たり/円)	
	機械器具製造 5/1000	機械器具製造 5/1000
3,500	6,385	21,900
4,000	7,300	25,550
5,000	9,125	29,200
6,000	10,950	32,850
7,000	12,775	36,500
8,000	14,600	40,150
9,000	16,425	43,800
10,000	18,250	45,625

◆労災保険率は、下記「労災保険率表」でご確認ください。

雇用保険の保険料

被保険者の賃金総額 × 14.5/1000

(賞与等を含めた年間賃金総額) (一般の事業の場合)

事業主と被保険者とで負担します。料率は変わることがありますので、ご注意ください。

①年間の雇用保険料

賃金総額 (万円)	雇用保険率 14.5/1000		年間保険料 (円)
	被保険者負担分 5.5/1000	事業主負担分 9.0/1000	
200	11,000	18,000	29,000
300	16,500	27,000	43,500
500	27,500	45,000	72,500
1,000	55,000	90,000	145,000
2,000	110,000	180,000	290,000
3,000	165,000	270,000	435,000
5,000	275,000	450,000	725,000

②1か月当たりの雇用保険料の例

賃金総額 (万円)	雇用保険率 14.5/1000		一ヶ月保険料 (円)
	被保険者負担分 5.5/1000	事業主負担分 9.0/1000	
15	825	1,350	2,175
20	1,100	1,800	2,900
25	1,375	2,250	3,625
30	1,650	2,700	4,350
35	1,925	3,150	5,075
40	2,200	3,600	5,800
50	2,750	4,500	7,250

- ◆賃金総額とは「雇用保険料の対象となる賃金」につき、被保険者全員の年間賃金の総合計のことをいい、賞与等を含みます。
- ◆労災保険料及び雇用保険料は、加入月、金額により、3回に分割納付できる場合があります。
- ◆上記の表は目安ですので、実際の保険料は賃金総額に料率をかけて計算してください。

被保険者負担分の賃金からの控除について

2025年4月分 給与明細書					〇〇製作所
〇〇〇〇様					
勤怠欄	出勤日数	遅刻早退	欠勤日数	残業時間	
	23	0	0	5	
支給欄	基本給	皆勤手当	現場手当	残業手当	通勤手当
	250,000	10,000	20,000	10,000	10,000
控除欄	健康保険	厚生年金	雇用保険料	所得税	市県民税
	15,045	27,450	1,650	6,750	10,000
			総支給額	控除合計額	差引支給額
			300,000	60,895	239,105

- ①被保険者負担分は、毎月の賃金から控除し、年度更新時に、事業主負担分とあわせて国へ納付します。
- ②被保険者負担分の計算時に端数がある時は、0.50円以下は切り捨て、0.501円以上は1円に切り上げます。

◆雇用保険料
総支給額（非課税の通勤手当を含む） × 5.5/1000 で計算

雇用保険料の対象となる賃金とは

事業主が労働者（被保険者）に支払う賃金等には、雇用保険料の対象となるものとならないものがあります。労働の対償として支払われたものは、原則、雇用保険料の対象になりますので、下記①～③にご注意ください。

- ① 毎月の賃金支給の際、被保険者負担分の料率を掛けて、雇用保険料を控除します。（上記『被保険者負担分の賃金からの控除について』をご参照）
- ② 年度更新の際、被保険者全員分の賃金総額をご報告いただきます。
- ③ 非課税の通勤手当、賞与等も雇用保険料の対象になりますので、上記①、②を行ってください。

- 雇用保険料の対象となる賃金 -

賃金の名称等	内容
毎月の賃金支払日に支給するもの	基本給、固定給等の基本賃金 日給・月給にかかわらず、労働の対償として労働者に支払われるもの
残業手当、深夜手当、休日手当、宿直・日直手当など	通常の勤務時間以外の労働に対して支払われる手当
扶養手当、家族手当など	配偶者、扶養家族などを有する労働者に支給する手当
通勤手当（通勤定期券・回数券）	非課税分、通勤のために支給される現物給付も対象になる。
主任などの役職手当	雇用保険被保険者に支給される労働者の性格が強いもののみ（兼務役員の管理職手当などは除く）
住宅手当、物価手当	家賃補助のために支払う手当、家計補助の目的で支払う手当
単身赴任手当、勤務地手当	寒冷地手当、地方手当など
精勤手当、皆勤手当	
技術手当、職階手当	特殊な技術に対して支給する手当など
特別作業手当、能率給	危険有害業務などをしたときに支給する手当など
現場手当、管理手当	現場に応じて支給する手当など
資格手当、調整手当など	建築士などの資格に応じて支給、調整のため支給される手当など
前払い退職金	在職中に退職金相当額の全部または一部を賃金に上乗せ支給するもの
休業手当	労働基準法第26条に基づき、事業主の都合により休業させた場合に支給する休業手当
遡って昇給した賃金	複数月分をまとめて支払った場合は、その合計額
食事、被服、住居の利益	通貨以外で支給されたものは「現物給与」。ただし、実際費用の1/3を超える代金を徴収する場合には、現物給与とはなりません。
年4回以上支給される賞与	年4回以上支給される賞与は、通常の賃金とみなされます。
退職後に支払われた未払い賃金	
事業主の手を経由したチップ	奉仕料の配分として事業主から受けるもの
所得税、雇用保険料、社会保険料等の労働者負担分	本来、労働者が負担すべき保険料などを事業主が負担する場合は、賃金とみなされます。
賞与など臨時に支払うもの	臨時に支払われる賃金（大入袋、業績手当など） 支給事由の発生が臨時的、あるいは不確定なもので、事業の利益があった都度支払われる手当など
	年3回以下支給される賞与 3か月を超える期間ごとに支払われるもの

- 雇用保険料の対象とならない賃金 -

名称・種類	内容
実費弁償的なもの	出張旅費、赴任手当 移転料 寝具手当、工具手当 車の損料 労働者が自己の負担で用意した用具に対して手当を支払う場合 従業員所有の車を会社に貸した時の車両の使用料
恩恵的なもの	災害見舞金、療養見舞金、傷病見舞金 結婚祝金、死亡弔慰金、出産見舞金 祝祭日、創立記念日に特別に支給されるもの 海外手当、在外手当 ただし、その者が国内勤務に服する場合に支払われるべき給与に対応する部分は賃金とする。 残業した際等に、たまたま支給された夜食 退職後に決定された給与、賞与 退職後に決定された給与には、昇給分も含む
その他	休業補償費 労働基準法第76条：無過失賠償責任に基づき事業主が支払うものであるため、法定額60%を上回った差額分を含めて賃金とはしない。 解雇予告手当 労働基準法に基づいて解雇する際、解雇日の30日以前に予告をしないで解雇する場合に支払う手当 出産手当金、傷病手当金 傷病手当金に付加して事業主から支給される給付額は、恩恵的なものとされる。 退職金 退職を事由として退職時に支払われるもの 脱退給付金付き団体定期保険の保険料 会社が全額負担する生命保険の掛金 財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金など